

別紙 4

報告番号	※	乙 第	号
------	---	-----	---

主 論 文 の 要 旨

論文題目 律令国家の形成と飛鳥宮の研究

氏 名 鶴見 泰寿

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、古代律令国家が形成される過程について、7世紀の天皇の宮の発展形態や空間構造の変遷から具体的に考察するものである。7世紀の天皇の宮は、天皇の居所としてのみならず政権の中核としての機能も備え、推古天皇の小墾田宮から舒明・皇極・斉明・天武・持統天皇の飛鳥宮を経て文武天皇が藤原宮で大宝律令を制定・施行するまでの宮都構造の変遷について追究することは天皇・畿内氏族を中心とする律令国家の形成過程を追究することになる。特に本論文では、天皇の位を象徴する大極殿と日常空間の内裏、八省百官と全国を統治する太政官の施設である朝堂を指標として、飛鳥宮を中心とする7世紀の宮都中枢部について論じる。

序章は、歴代天皇が代替わりごとに宮を新造する歴代遷宮の慣例が、7世紀に入ると飛鳥地域に宮が固定化されるようになり、天武天皇以降7世紀末に藤原宮へ遷るまでに特に宮の空間構成が大きく変化しているのは、それまでの天皇と群臣の関係が整理され、律令官制に組み込まれていくことと密接に関連するものとし、これを論証するための方法論として文献史学と考古学の両側面から、両者を切り分けながら双方向的に行なうことを述べる。

第1章は飛鳥宮の研究史と史料について、本論文で扱う基礎情報を整理する。第1節では飛鳥宮に関する研究史と発掘調査成果について、1960年以降の調査成果の蓄積により7世紀の宮殿遺構が大きくⅠ期～Ⅲ期に分けられ、Ⅲ期遺構が7世紀後半～末であり斉明天皇の飛鳥岡本宮および天武・持統天皇の飛鳥浄御原宮の遺構であることを確認し、遺構が『日本書紀』にみえる殿舎名と対応させることが可能となっているが難波宮・藤原宮・平城宮・平安宮などの天皇宮の変遷も考慮する必要があることを論じる。第2節では7世紀を研究する上での基本史料となる『日本書紀』から飛鳥宮に関連するものを抽出し、推古朝の小墾田宮が外国使の来朝において重要な役割を果たし、その後も飛鳥宮と併用されたこと、天武紀に飛鳥浄御原宮の殿舎（門・大殿・庁・向小殿・内安殿・外安殿・大極殿等）が頻出し、持統紀には大臣の座を設けた朝堂が存在したこと、天武天皇が飛鳥宮とは別に新城を造営し宮室の地を決定していたことについて論じる。

第2章は発掘調査で確認された飛鳥宮跡の遺構を具体的に検討し、『日本書紀』にみえる飛鳥宮の諸施設との関連を考察するものである。第1節では、飛鳥宮跡で検出されたⅢ期遺構の大型建物について建物の規模・方向・廂の有無・階段等付属施設の特徴から切妻造・二面廂・妻入りの「居住型」、入母

屋または寄棟造・四面廂・北面から入る「出御型」、複数の階段を備え建物への出入りを重視する入母屋または寄棟造・四面廂の「参集型」に分類し、内裏にあたる内郭の中央から北部に「居住型」、内郭南部に「出御型」、内郭の外部（東南郭）に「参集型」の大型建物が性格別に配置され、飛鳥浄御原宮段階で新たに設けられた東南郭の大型建物が天武朝の太政官制の本格的な始動と関係することを指摘する。第1節付論では、第1章でみた大型建物の類型化を天智天皇の近江大津宮跡にも適用して、従来とは異なる復原案を提示する。第2節では、天武紀にみえる「新宮」と「旧宮」について先行研究では飛鳥浄御原宮の中での新しい施設と古い施設と解釈しているが、『日本書紀』には新宮が先にみえ天武朝後半になって旧宮が現われることから記事の解釈について視点を換え、天武天皇の立場での新・旧と理解することによって新宮が天武天皇が即位して入った新たな宮、旧宮は新城造営を開始し宮室の地を決定したことで飛鳥宮が古い宮として表現されることを明らかにする。これにより飛鳥宮跡の遺構を正しく理解し、飛鳥宮と新宮（後の藤原宮）との関係についても具体的になる。第3節では、飛鳥浄御原宮の朝堂に着目し、浄御原令の施行により太政大臣の政務の場として朝堂が利用されたこと、朝堂が律令官制にとって重要な施設であること、大極殿の成立は藤原宮においてなされたものであり飛鳥宮に大極殿としての殿舎は存在しなかったこと、飛鳥浄御原宮の大極殿に比定される飛鳥宮跡東南郭正殿は天武朝後半以降の造営であり構造上藤原宮朝堂院東第一堂と酷似することを指摘し、『延喜式』にみえる政務のあり方が持統四年まで遡る可能性があることに言及し、飛鳥浄御原宮の朝堂が律令制形成における重要な意義を持ち、浄御原令の施行が皇親政治から太政官政治へと大きく転換したことを示すと評価する。第4節では、飛鳥宮跡の調査により復元された宮殿遺構について、『日本書紀』にみえる殿舎名比定を行なう。大安殿・内安殿の配置は飛鳥宮から平城宮、平安宮まで配置・性格が共通すること、飛鳥宮の前殿が藤原宮では大極殿となるが平城宮内裏Ⅰ期では東区朝堂院下層において掘立柱大型建物として復活することを指摘する。また斉明朝にあたる飛鳥宮跡Ⅲ—A期では内郭南区画正殿（前殿）の東西に配置された南北棟の長舎型建物が群臣の伺候空間と考えられ、Ⅲ—B期における朝庭東側への朝堂の設置は群臣の空間が内郭の外部に分離されたこととなり、天武朝後半から持統朝にかけての時期に君臣関係がより明確になったとする。第4節付論では、7世紀の宮都中枢での政務・儀式について『日本書紀』や『続日本紀』の記事を検討し、天武朝に年中行事が恒例化して平安宮まで続くことやその舞台となった内裏のあり方について共通する要素が少なくないことを論じる。

第3章は飛鳥宮跡から出土した7世紀の木簡から飛鳥宮の具体的な様相や官衙の配置について考察する。第1節では、7世紀の宮都で出土した木簡全般を対象として、文書木簡が律令公文書とは異なり情報の伝達が重視され官司間の上下関係や並行関係が緩やかであり、官僚機構の体系的な統属関係が設定されず8世紀とは質的に大きな隔たりがあったことを論じる。また貢進物付札の検討から7世紀後半において地方行政制度が次第に整備され木簡の表記にも反映されることを指摘する。第2節では飛鳥宮跡から出土した木簡の内容を概観し、飛鳥宮跡の遺構の年代についてⅡ期遺構が飛鳥板蓋宮、Ⅲ期遺構が後飛鳥岡本宮・飛鳥浄御原宮に該当すること、木簡

にみえる地名表記によって『古事記』が7世紀段階の古い表記をそのまま伝えること、出土地点ごとに内容が異なり宮内各地域の利用状況が窺われることを指摘する。第3節では木簡の内容から宮内の官衙の配置について検討し、内郭周辺は朝廷中枢部や内裏に奉仕する官司が占拠し外廷的な官司は内郭から離れた飛鳥寺北方にまで展開することを論じる。

第4章は大化改新に合わせて造営された難波宮から藤原宮、平城宮、平安宮までの宮都中枢部の変遷の中に飛鳥宮を位置づけるものである。第1節では、孝徳朝の難波宮造営プランがそれまでの宮とは規模のまったく異なる突出した様式のものであるのに対しその後の飛鳥宮では外交よりも内政を重視したために小規模なものとなり、天武朝に支配体制を強化し内政と外交の両面を意識し律令制にかなうものとして新城（後の藤原宮）を造営し、飛鳥宮と難波宮を統合させることにより実現し、さらに大宝律令を制定・施行することで律令国家を完成させたと論じる。第2節では、飛鳥宮の空間構成について朝庭・朝堂、前殿、内裏について総合的に検討し、飛鳥宮で確認された内裏のレイアウト（中心に内安殿、その南に大安殿）が平安宮内裏の仁寿殿・紫宸殿まで形態・機能ともに継承され、その一方で大極殿・朝堂院については政治的事情等により複雑に変化したことを指摘し、飛鳥宮から平安宮まで内裏の形態や宮中の儀式に連続する要素を見出し、逆に史料の豊富な平安時代から遡って飛鳥宮を追究することへの期待を論じる。

終章は、7世紀末に律令制の施行を契機に宮中枢部に朝堂が成立し、大極殿は藤原宮に成立して国家儀礼の場として機能するが飛鳥宮の天皇が出御する前殿が平城宮で復活して大極殿と併存したことを論じる。また内裏については飛鳥宮において（最近の調査成果では難波宮からとみられる可能性もある）南北二棟の大型建物が並び立つ配置がみられ平安宮まで継承されたこと、飛鳥浄御原宮の御窟殿に比定される殿舎の平面形態が平城宮内裏第I期にもみられることを指摘して、律令国家の体制の変化とは別次元で天皇の宮のあり方が伝統的に遵守される要素があることを論じる。